共同請求依頼書の記入案内(持株会からの取得者用)

ST01-47 発送日を御記入ください。 提出日 2023年 1月 1日 株式会社証券保管振替機構 御中 機構名義失念株式の救済措置に係る共同請求依頼書 マンション名・ビル名ま 氏名 · 名称 ほふり 一郎 (F) で御記入ください。 依 ⊤123-4567 頼 東京都中央区ほふり町 1 丁目 1 番 1 号 住 所 者 手続を行う前に、必ず記 ほふりマンション111号 (01) 2345-6789 載内容について御確認く 私(依頼者)は、株式会社証券保管振替機構名義の下記の株券を、当該株券の発行会社が株券を発行する旨の人 ださい。 款の定めを廃止する前(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改 正する法律附則第1条に規定する施行日 (2009年1月5日) 前) に取得していたにもかかわらず、名義法模請求を行うことを失念していました。 っきましては、私の当該株券について下記の書類を本依頼書に添付いたしますので、当該株券に係る株式 (以下 ・「本件株式」といいます。)について、私と共同して、発行会社に対し、社債、株式等の振替に関する法律第 133 条第 2 項の規定に基づく請求をしていただきますよう依頼いたします。 なお、私は、この依頼をするにあたり、貴社に対し、次に掲げる約定に従うことを承諾いたします。 1 私は、本件株式について、取得後に譲渡等を行っておらず、現在も株主であることを表明し、万一、その表明 が事実と異なることが判明した場合には、直ちに貴社に対して本件株式を返還し、かつ、貴社に生じた損害をす べて賠償いたします 2 後日、第三者が本件株式について権利を主張した場合には、私が、当該第三者との関係を責任を持って処理 し、貴社には一切の迷惑をかけません。 3 本件に関して必要な費用が生じる場合にはすべて私が費用を負担します。 株券に記載されている商 4 私は、貴社が、本件株式について利害関係を有する者(発行会社、本件株式について共同請求をする旨の依頼 をした者等人に対して、私の氏名、住所、電話番号その他の情報の提供をすることを承諾いたします

5 私は、黄社から本件株式に関する資料の提出を求められた場合には、直ちに、提出い立します。 号を御記入ください。 株券に記載されている、 券種、記号、番号を御記 入ください。 株券が複 添付書類一覧 数枚ある場合に は、例 株式会社ほふり (銘柄名) えば、(券種)と(記 (券種) (番号) 号)が同じで(番号) 100 11B 1234567 が連番となっている 場 □ 機構名義株券 100 12B 0000001~0000006 合は、一行に「○○1~ ○19」と記入すること も 可能です。それでも <裏面に続く> 記入 できない場合は御 ※ 当機構は、本書面に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を 円滑に遂行するため、また、本書面に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用いたします。
 ※ 当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。 相談ください。

受渡証明書の提出は不要 ですので、**√**しないでく ださい。 □ 受渡証明書 ※証券会社が発行した証明書 「株式引渡証明書」を御 株式引渡証明書 (書類名) 提出ください。 2004年 1月 1日 (株券受領日) 株券を持株会より受領し (全针名) 機構名義株券の取得者で (株券引出元) た日を御記入ください。 あることを証する書類 株券引出元は記入せずと ※受渡証明書を提出できる場 も結構です。 合には記載不要 受護証明書を提 持株会より取得したため。 出できない理由 持株会より取得した旨が わかるよう御記入くださ い。 □ 本人確認書類 運転免許証の写し □ 失念救済請求書 ※発行会社所定の様式に依頼者に関係する部分を記載 □ 依頼者の印鑑票 ※発行会社所定の様式に記名押印 添付した本人確認書類の ①~証明書(1部) 2~証明書(2部) 名称を御記入ください。 受付対象となる本人確認 書類は、「機構名義失念 その他書類 株式に係る共同請求手続 きについて」を御参照く ださい。 【「ビチェック (✔) を入れたことを御提出前にもう一度御確認ください。 上記以外で当機構に提出 した書類については、す 以上 べて御記入ください。 ※本依頼書の御提出により共同請求の御依頼をされた場合でも、弊社での審査等を行った結果、御依頼に応じかね る場合がありますので、予め御了承ください。 御提出の書類につき、必 ず✔を入れるようお願い ※ 当機構は、本書面に記載された個人情報を、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき主務大臣から認可された業務を 円滑に遂行するため、また、本書面に基づく担当者と当機構との間の事務連絡を行うため、利用いたします。
 ※ 当機構の個人情報保護に関する事項は、当機構ホームページに掲載されておりますので、適宜御参照ください。 します。